鳥取県内の企業の皆さまへ

令和７年４月

令和７年度（2025 年度）

障がい者雇用関係助成制度等のご案内

鳥取県内で障がい者雇用を進めていくために活用いただける助成制度等の概要を紹介します。
今後、制度の改廃や創設があった場合は、ホームページでご案内します。
鳥取県公式ＨＰアドレス：https://www.pref.tottori.lg.jp/99667.htm

項目		関係機関	頁
鳥取県における障がい者の雇用状況			1
障がい者の雇用制度			2
障がい者の雇用を支援する機関			6
障がい者の雇用を推進するための制度等			
1	職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業	鳥取障害者職業センター 障がい者職場定着推進センター	8
2	県版ジョブコーチセンター設置事業	県	8
3	職場定着支援員配置事業	県	8
4	職場開拓支援員配置事業	県	8
5	障がい者雇用アドバイザー配置事業	県	8
6	きこえない・きこえにくい人の就労支援における手話通訳者等派遣事業	県	8
7	障がい者職場実習	県 障害者就業・生活支援センター	9
8	障がい者委託訓練（実践能力習得訓練コース）	県立産業人材育成センター	9
9	リワーク（職場復帰）支援	鳥取障害者職業センター	9
10	障がい者雇用優良事業所等の表彰	県ほか	9
11	物品調達等における障がい者法定雇用率達成事業者認定制度	県	9
12	障がい者雇用推進啓発事業	県ほか	10
13	障がい者雇用企業見学マッチング事業	県	10
14	とっとり障がい者仕事サポーター養成研修事業	県、鳥取労働局	10
15	職業準備性を高めるためのテキスト普及事業	県	10
16	障がい者雇用を進めるための企業トップセミナー	県	10

鳥　取　県

各種助成制度		関係機関	頁
1．新たな採用をお考えの場合			
17	トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）	ハローワーク	11
18	トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）	ハローワーク	11
19	特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）	ハローワーク	11
20	特定求職者雇用開発助成金 （発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）	ハローワーク	12
2．施設整備をお考えの場合			
21	特例子会社設立等助成金	県	12
22	鳥取県障がい者雇用に取り組む企業等向けテレワーク導入支援補助金	県	13
23	鳥取県支え愛就労環境整備補助金	県	13
24	企業等農業参入促進支援事業	県	13
25	農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出推進・整備事業）農福連携型	国（農林水産省中国四国農政局）	14
26	重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構	14
27	障害者作業施設設置等助成金	（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構	14
28	障害者福祉施設設置等助成金	（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構	15
3．障がい者の雇用維持、就労支援をお考えの場合			
29	キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）	ハローワーク	15
30	職場適応援助者（ジョブコーチ）助成金	（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構	15
31	障害者介助等助成金	（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構	16
32	重度障害者等通勤対策助成金	（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構	18
33	重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金 重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金	（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構	19
34	障害者能力開発助成金	（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構	19
35	ジョブコーチ養成研修事業	県	19
36	企業在籍型ジョブコーチ養成研修派遣支援事業	県	19
37	訪問型ジョブコーチ設置促進事業	県	19
38	訪問型ジョブコーチ養成研修派遣支援事業	県	20
4．税制上の優遇措置について			
39	障害者雇用納付金制度に係る助成金の非課税措置	税務署	20

鳥取県における障がい者の雇用状況

鳥取県における令和６年「障害者雇用状況の集計結果」（令和６年６月１日現在、鳥取労働局発表）によると、民間企業（40.0 人以上規模）における障がい者の実雇用率 ※ は 2.56%（前年から 0.09 ポイント上昇）となっています。障がい者雇用数は 1,665.0 人（実人数 1,537 人）と前年より 93.0 人（実人数 110 人）増加しました。法定雇用率達成企業は 316 社と前年より 9 社増加しましたが、法定雇用率達成企業割合は 61.1%と、前年を 3.1 ポイント下回りました。

※）実雇用率とは、雇用障がい者数（身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者を「雇用障がい者数のカウント方法」（2 頁）によりカウントした数）を法定雇用障がい者数の算定の基礎となる労働者数（「常用労働者総数」から「除外率（一律に法定雇用率を適用し雇用義務を定めることになじまない職種について事業主負担を調整する観点から特定の業種について雇用義務の軽減を図るために設定された率）に相当する数」を除いた労働者数）で除した率。

■鳥取県における障がい者雇用状況の推移

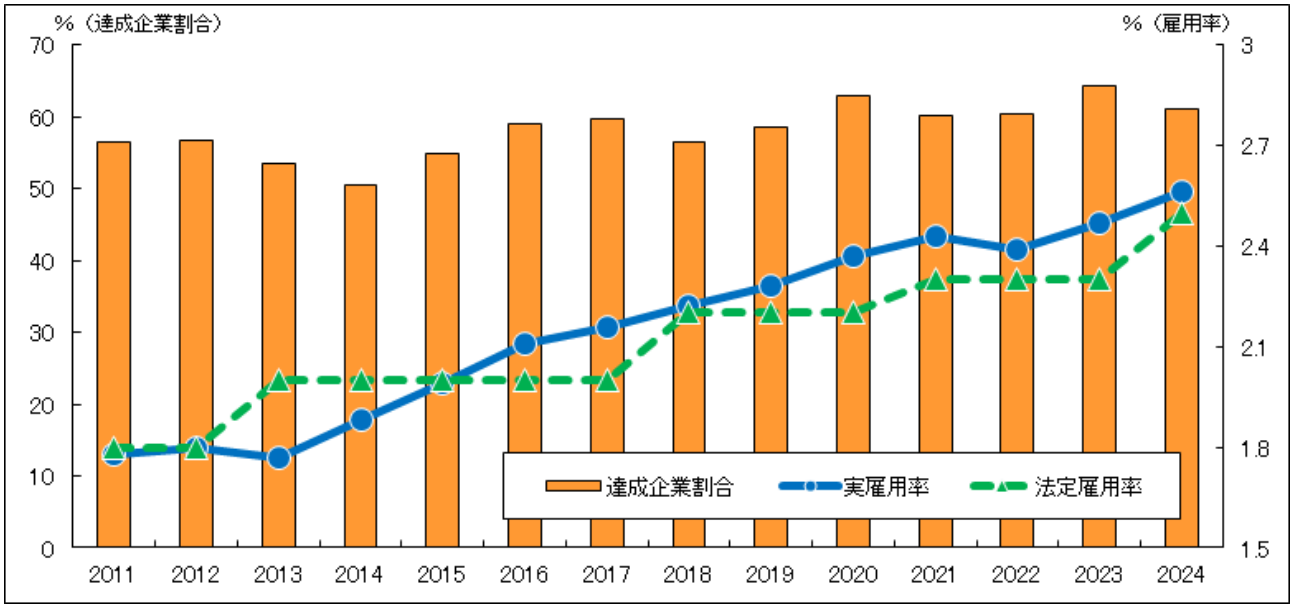

障がい者の雇用制度を理解して、誰もが働きやすい職場に！

障がい者の雇用制度

「障害者の雇用の促進等に関する法律」には、障がい者の職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障がい者の職業の安定を図ることを目的として次の事項が定められています。

① 職業リハビリテーションの推進
② 障がい者に対する差別の禁止等
③ 身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者の雇用義務等に基づく雇用の促進等
④ 紛争の解決

障がい者の定義

「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがあるため、長期にわたり職業生活に相当の制限を受け、又は職業生活を営むことが著しく困難な者」のことをいいます。これは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」でいう「障害者」と同じです。

障害者雇用率制度

民間企業（対象労働者数が 40.0 人以上の規模の企業）は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、その雇用する労働者数に法定雇用率（2.5%）を乗じて得た数（その数に１人未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。以下「法定雇用障害者数」という。）以上の身体障がい者、知的障がい者又は精神障がい者を雇用しなければなりません。身体障がい者は「身体障害者手帳」、知的障がい者は「療育手帳」（都道府県（政令都市を含む。）により名称が異なる場合がある）又は知的障がい者判定機関の「判定書」、精神障がい者は「精神障害者保健福祉手帳」で確認します。

【法定雇用障害者数の算定方法】

法定雇用障害者数 ＝｛ 常用雇用労働者数（短時間労働者を除く）＋短時間労働者数×0.5 ｝×法定雇用率

※法定雇用障害者数は、端数切り捨て。
※短時間労働者とは、常用雇用労働者（週所定労働時間が 20 時間以上）のうち、週所定労働時間が 30 時間未満の者をいう。

【法定雇用率（民間企業）】

現行※令和６年４月以降	令和８年７月から
2.5%	2.7%

※法定雇用率は、令和８年７月から、現行の 2.5%から 2.7%に引き上げられる予定です。

【雇用障がい者数のカウント方法】 （単位：人）

週所定労働時間		30 時間以上	20 時間以上 30 時間未満（短時間労働者）	10 時間以上 20 時間未満（特定短時間労働者）
身体障がい者	重度以外（３～６級）	1	0.5	－
	重度（１・２級）	2	1	0.5
知的障がい者	重度以外（B）	1	0.5	－
	重度（A）	2	1	0.5
精神障がい者	１～３級	1	1	0.5

《 計算例 》

【設定条件（一例）】
- 労働者数（週所定労働時間 30 時間以上） 200 人
- 短時間労働者数 30 人
- 重度以外身体障がい者の労働者数（週所定労働時間 30 時間以上） 2 人
- 重度以外知的障がい者の短時間労働者数 2 人
- 重度身体障がい者の特定短時間労働者数 1 人
- 重度以外身体障がい者の特定短時間労働者数 1 人

【計算】

1．実雇用率

（2×1 ＋ 2×0.5 ＋ 1×0.5 ＋ 1×0）／（200 ＋ 30×0.5） × 100 ＝ 1.63% ※小数点以下第３位四捨五入

2．法定雇用障害者数

（200 ＋ 30×0.5） × 0.025 （2.5%） ＝ 5.375 人 → 5 人 ※小数点以下切捨

3．雇用障がい者数

（2×1 ＋ 2×0.5 ＋ 1×0.5 ＋ 1×0） ＝ 3.5 人

4．過不足者数

（雇用障がい者数） － （法定雇用障害者数） ＝ 3.5 人 － 5 人 ＝ ▲1.5 人（不足）

【除外率制度】

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、障がい者の職業の安定のため、法定雇用率を設定していますが、過去、機械的に一律の法定雇用率を適用することになじまない性質の職務もあることから、障がい者の就業が一般的に困難であると認められる業種について、雇用する労働者数を計算する際に、除外率に相当する労働者数を控除する制度（障がい者の雇用義務の軽減制度）が設けられていました。この除外率は、ノーマライゼーションの観点から平成 16 年４月に廃止されましたが、経過措置として、当分の間、除外率設定業種ごとに除外率を設定するとともに、廃止の方向で段階的に除外率を引き下げ、縮小することとされています。

除外率設定業種	除外率※
非鉄金属第一次製錬・精製業　貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	５%
建設業　鉄鋼業　道路貨物運送業　郵便業（信書便事業を含む）	10%
港湾運送業　警備業	15%
鉄道業　医療業　高等教育機関　介護老人保健施設　介護医療院	20%
林業（狩猟業を除く）	25%
金属鉱業　児童福祉事業	30%
特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
石炭・亜炭鉱業	40%
道路旅客運送業　小学校	45%
幼稚園　幼保連携型認定こども園	50%
船員等による船舶運航等の事業	70%

※令和７年４月以降

障害者雇用納付金制度

障害者雇用納付金制度とは、障がい者雇用は事業主が共同して果たしていくべき責任であるという社会的連帯責任の理念に立って、事業主間の障がい者雇用に伴う経済的負担を調整するため、法定雇用率を満たしていない事業主から納付金を徴収する一方、障がい者を多く雇用している事業主に調整金、報奨金や各種の助成金を支給する制度です。

常用雇用労働者数が 100 人（※算定基礎日時点における、除外率適用前の常用雇用労働者数で算定）を超える月が連続又は断続して５か月以上ある事業主は全て、障害者雇用納付金の申告義務があります。

障害者雇用調整金の支給　（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部

納付金申告義務がある事業主のうち法定雇用率を達成している事業主は、法定雇用障がい者数を超えている人数１人当たり月額 29,000 円が事業主の申請により支給されます。

障害者雇用報奨金の支給　（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部

納付金申告義務がない事業主のうち一定数を超えて障がい者を雇用している事業主は、その一定数を超えている人数１人当たり月額 21,000 円が事業主の申請により支給されます。

在宅就業障害者特例調整金の支給　（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部

納付金申告義務がある事業主が自宅等で就業する障がい者へ仕事を発注した場合、支払い総額に応じた額が事業主の申請により支給されます。

在宅就業障害者特例報奨金の支給　（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部

納付金申告義務がない事業主が自宅等で就業する障がい者へ仕事を発注した場合、支払い総額に応じた額が事業主の申請により支給されます。

特例給付金の支給　（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部

申請対象期間に特定短時間労働者である障がい者を雇用した事業主は、その実人数の合計数（ただし、常用雇用労働者（週所定労働時間 20 時間以上）である障がい者の合計数が上限）に、事業主の区分に応じて設定された支給単価を乗じた額が事業主の申請に基づき支給されます。

障害者雇用状況報告

常用雇用労働者数 40.0 人以上の事業主は、毎年６月１日現在における障がい者の雇用に関する状況を、7 月 15 日までに「障害者雇用状況報告書」により本社所在地を管轄するハローワークの長に提出しなければなりません。

障害者雇用推進者の選任

常用雇用労働者数 40.0 人以上の事業主は、次に掲げる業務遂行のため「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

- ✓ 障がい者の雇用の促進及び継続を図るために必要な施設・設備の設置・整備及びその他諸条件の整備
- ✓ 障がい者雇用状況報告
- ✓ 障がい者である労働者を解雇した場合のハローワークへの届出
- ✓ 障がい者雇入れ計画の作成命令を受けた場合のハローワークとの連絡、計画の作成と円滑な実施等

障害者職業生活相談員の選任

事業主は、５人以上の障がい者を雇用する事業所においては、当該事業所において雇用されている障がい者の職業生活に関する相談、指導を行う「障害者職業生活相談員」を選任しなければなりません。

- ✓ 一の事業所で障がい者を５人以上雇用するようになったときは、３か月以内に障害者職業生活相談員を選任し、その事業所の所在地を管轄するハローワークの長に届け出ることが必要です。
- ✓ 障害者職業生活相談員を対象とした資格認定講習は、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が開催します。（令和６年度は、10 月にオンラインで３日間の日程で開催。令和７年度は６月上旬以降に公表予定。）

障害者雇用推進者や障害者職業生活相談員がいれば、障がい者の方も安心して働くことができます！

解雇の届出

障がい者は一旦離職すると再就職が困難な場合が多いため、障がい者を解雇する場合には、次の事項等をその事業所の所在地を管轄するハローワークの長に届け出る必要があります。

- ✓ 解雇する障がい者の氏名、性別、生年月日、年齢及び住所
- ✓ 解雇する障がい者が従事していた職種及び雇入れ年月日
- ✓ 解雇理由及び解雇年月日
- ✓ 障がいの種類及び程度

障害者差別解消法の改正

障がい者への合理的配慮の提供を民間の事業者にも義務付ける、障害者差別解消法の改正法が令和６年４月１日に施行されました。

改正後条文（第８条第２項）
事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

障害者雇用促進法の改正

令和４年度に「障害者の雇用の促進に関する法律」が改正され、2023（令和５）年４月から順次施行されています。※同法施行令及び施行規則についても同様に改正され、順次施行されています。

１．雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化　※令和５年４月施行

事業主の責務に、適当な雇用の場の提供、適正な雇用管理等に加え、職業能力の開発及び向上に関する措置が含まれることが明確化されました。障がいのある方が企業の成長、発展にとってなくてはならない人材として活躍し続けることができる環境づくりを一層進めることが重要です。

＜障がい者が活躍できる職場づくりのために望ましい取組のポイント＞

① 障がい者雇用についての基本的理念や事業主の責務を踏まえ、自社の障がい者雇用の取組方針を明確にしましょう。
② 自社の事業活動において、障がい者が持てる能力を発揮し、やりがいを持って働き続けられるような業務を選定・創出しましょう。
③ 「障がい者の能力を正当に評価した適当な雇用の場」となるよう、選定・創出した業務に求められる知識・スキルと、障がい者の能力や特性、必要な合理的な配慮について明確化し、募集・採用を進めることが重要です。
④ 雇用形態や雇用期間については、障害のない労働者と同様に、労働者が従事する事業や職務の継続性などを踏まえて適切に判断しましょう。
⑤ 障がい者の労働時間や休日については、職務の遂行上の必要性と障害のある方それぞれの特性に応じた合理的配慮の必要性、希望や能力を踏まえ、可能な限り柔軟に調整しましょう。
⑥ 賃金等労働条件については、労働基準法や最低賃金法等の関係法令を遵守することはもとより、職務の内容及び障がい者各人の能力等を踏まえ適切に設定しましょう。
⑦ 自らの事業活動において労働者を使用する雇用主として、障がい者の勤務状況の把握、業務の遂行に関する指示・指導・支援等の業務管理を主体的に行う必要があります。
⑧ 企業における人材確保・育成の観点から、雇用後においても障がい者本人の希望等を踏まえた計画的かつ必要な職業能力開発・向上の機会を計画的かつ積極的に提供することが重要です。
⑨ 適性や能力を正当に評価し、職務の見直しや待遇への反映を適切に行いましょう。

２．精神障がい者である短時間労働者の雇用率算定に係る特例の延長（省令改正）　※令和５年４月施行

精神障がい者に関する実雇用率の算定については、令和４年度末まで、一定の要件を満たした場合に短時間労働者を１カウントとする特例措置が設けられていましたが、令和５年４月１日以降は、全ての方について、当分の間、１人をもって１人とカウントすることとなりました。

３．特定短時間労働者である重度身体・重度知的障がい者、精神障がい者の算定特例　※令和６年４月施行

障がい特性により長時間の勤務が困難な障がい者の方の雇用機会の拡大を図る観点から、特に短い時間（週

所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満）で働く重度身体障がい者、重度知的障がい者、精神障がい者の方を雇用した場合、特例的な取扱いとして、実雇用率上、1 人をもって 0.5 人と算定することとなりました。

４．障害者雇用調整金・報奨金の支給方法の見直し　※令和６年４月施行

障害者雇用調整金・報奨金について、事業主が一定数を超えて障がい者を雇用する場合、その超過人数分の支給額の調整が行われました。

なお、支給額の調整については、令和６年度の実績に基づく、令和７年度の調整金や報奨金の支払いから適用されます。

- ✓ 障害者雇用調整金　23,000 円（本来の額から 6,000 円を調整）※支給対象人数が 10 人を超える場合
- ✓ 障害者雇用報奨金　16,000 円（本来の額から 5,000 円を調整）※支給対象人数が 35 人を超える場合

５．納付金助成金の新設・拡充等　※令和６年４月施行

障がい者の雇入れ及び雇用継続に対する相談支援等に対応するための助成措置を新設するとともに、既存の助成金（障害者介助等助成金、職場適応援助者助成金等）の拡充等が行われました。詳細は、各種助成制度（10 頁～）をご確認ください。

６．法定障害者雇用率の見直し　※令和６年４月施行

障がい者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、民間企業の事業主には、法定雇用率(2.7%)以上の割合で障がい者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。

※法定雇用率は、令和８年６月 30 日までは 2.5%に据え置かれます。

障がい者の雇用を支援する機関

ハローワーク（公共職業安定所）・県立ハローワーク

ハローワークでは、種々の支援策を活用しながら、就職を希望する障がい者に対する職業相談・職業紹介、就職後の職場定着・継続雇用などの支援や、事業主に対する障がい者雇用の指導・支援を行っています。特に、福祉、教育、医療から一般雇用への移行の促進が重要な課題となっていることから、地域の関係機関との連携を一層強化しながら、よりきめ細かな支援・指導を実施しています。

鳥取障害者職業センター

ハローワーク等の関係機関との密接な連携により、障がい者や事業主に対して、専門的な職業リハビリテーションサービスを実施するとともに、地域の関係機関に対して、職業リハビリテーションに関する助言・援助を行っています。

- ➢ 障がい者に対するサービス
  - ・職業相談、職業評価～支援計画の策定
  - ・職業準備支援
- ➢ 障がい者と事業主双方に対するサービス
  - ・ジョブコーチによる支援事業
  - ・リワーク支援
- ➢ 事業主に対するサービス
  - ・障がい者の雇入れ、雇用管理に関する相談

名　　称	鳥取障害者職業センター
所　在　地	鳥取市吉方 189
電 話 番 号	0857－22－0260
利 用 時 間	月～金　8:45 ～ 17:00

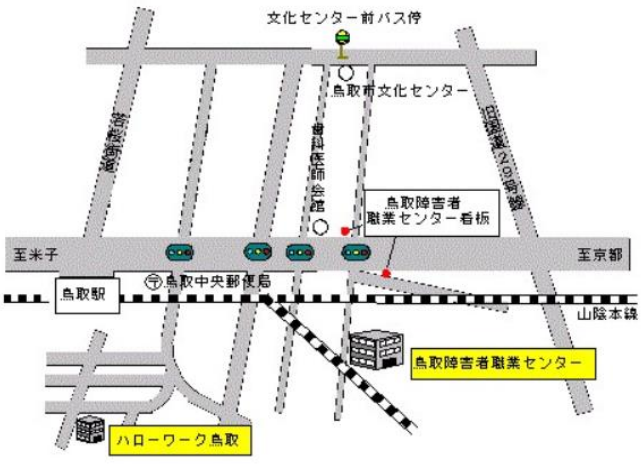

障害者就業・生活支援センター

就職や職場への定着に当たって就業面における支援とあわせ、生活面における支援を必要とする障がい者を対象として、身近な地域で、雇用、保健福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及び日常生活、社会生活上の相談・支援を一体的に行う施設で、都道府県知事が指定する社会福祉法人等が運営しています。

【障害者就業・生活支援センターの業務】

（1）就業面での支援

・就業に向けた職業準備支援の斡旋
・就職活動の支援
・障がい者個々の障がい特性を踏まえた雇用管理に対する事業所への助言
・職場定着に向けた支援
・関係機関との連絡調整

（2）生活面での支援

・生活習慣の形成、健康管理、金銭管理等の日常生活の自己管理に対する助言
・住居、年金、余暇活動など地域生活、生活設計に関する助言
・関係機関との連絡調整

【県内の障害者就業・生活支援センター】

地区	東部	中部	西部
センター名	障害者就業・生活支援センターしらはま	障害者就業・生活支援センターくらよし	障害者就業・生活支援センターしゅーと
運営法人	（福）鳥取県厚生事業団		（福）あしーど
所在地	鳥取市伏野 2259-17	倉吉市住吉町 37-1	米子市道笑町 2-126-4 稲田地所第５ビル１F
電話番号	0857－59－6060	0858－23－8448	0859－37－2140
FAX	0857－59－2022	0858－23－8456	0859－37－2140
開所日・時間	月～土　9:00 ～ 17:00（土曜日は要電話確認）	月～土　9:00 ～ 17:00	月～金　9:00 ～ 17:45

障がい者職場定着推進センター

県版ジョブコーチセンターとして、県西部に「障がい者職場定着推進センターあしすと」、県中部に「障がい者職場定着推進センターくらよし」を設けて鳥取障害者職業センターと連携してジョブコーチ支援を行います。（ジョブコーチについては、本頁［1］職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業を参照）

【あしすと】所在地：米子市道笑町 2-126　桑本ビル１F　電話：0859－34－6568　FAX：0859－34－6568

【くらよし】所在地：倉吉市住吉町 37-1　電話：0858－23－8448　FAX：0858－23－8456

障がい者の雇用を推進するための制度等

１ 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業 鳥取障害者職業センター・障がい者職場定着推進センター

就職と同時、又は就職後において職場適応上の課題が生じた場合などに、鳥取障害者職業センター等が相談を受け策定した支援計画に基づきジョブコーチが実際に職場を訪問し、障がい者の職場適応が図られるように、障がい者・事業主双方に支援を行います。障がい者職場定着推進センター（あしすと・くらよし）も鳥取障害者職業センターと連携して支援を行っています。

※職場適応援助者：(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う研修又は厚生労働大臣が定める研修を修了し、必要な相当程度の経験及び能力を有する者

２ 県版ジョブコーチセンター設置事業 鳥取県雇用・働き方政策課

県版ジョブコーチセンターである「障がい者職場定着推進センター」を県西部（あしすと）・中部（くらよし）に設置し、鳥取障害者職業センターと連携しながら、ジョブコーチ支援を実施します。

【配置人員】　障がい者職場定着推進センターに県版ジョブコーチ各１名配置

３ 職場定着支援員配置事業 鳥取県雇用・働き方政策課

各障害者就業・生活支援センターに、障がい者の就業定着支援を行う「職場定着支援員」を配置し、障がい者就業支援を実施します。

【配置人員】　障害者就業・生活支援センターに各１名配置

４ 職場開拓支援員配置事業 鳥取県雇用・働き方政策課

各障害者就業・生活支援センターに、「職場開拓支援員」を配置して、職場実習先の開拓を行うとともに、障がい者と企業とのマッチングを行い、障がい者の新規雇用につなげます。

【配置人員】　障害者就業・生活支援センターに各１名配置

５ 障がい者雇用アドバイザー配置事業 鳥取県雇用・働き方政策課

障がい者雇用アドバイザーを県雇用・働き方政策課に１名配置し、企業等に対し、次の働きかけを実施します。

- ✓ 県内企業を訪問し、障がい者の雇用について実情をお伺いし、雇用に向けてご提案をします。
- ✓ 県内の各ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携を図り、雇用情報等を共有し、提供します。
- ✓ 障がい者雇用に係る支援制度や助成制度をわかりやすくご説明します。

【連絡先】　電話番号：0857－26－7699
電子メール：koyou-hataraki@pref.tottori.lg.jp

６ きこえない・きこえにくい人の就労支援における手話通訳者等派遣事業 鳥取県雇用・働き方政策課

きこえない・きこえにくい人が就職活動を行う場合、企業側との面談・交渉・職場実習等、必要に応じて手話通訳者又は要約筆記者を派遣し、障がい者及び企業のコミュニケーションをサポートします。

① 就職を目的とした企業面談
② 企業側との労働条件等の折衝
③ 就労前の職場実習　等

【利用方法】　各障害者就業・生活支援センターを窓口として、手話通訳者派遣要請を受け付けます。

7　障がい者職場実習　障害者就業・生活支援センター・鳥取県障がい福祉課

障害者就業・生活支援センター又は福祉施設の斡旋により職場実習を行います。職場実習体験を通して事業所・障がい者双方の交流を図り、就職への第一歩としています。

- ✓ 職場実習期間及び時間数
  - ・原則３日以上２週間以内（最長 28 日）の職場実習を対象。
  - ・１日の職場実習時間は３時間以上とし、原則８時間を超えない範囲。
- ✓ 職場実習謝金
  - ・職場実習を受け入れた事業主に対して１日当たり 1,000 円を支給します。
- ✓ 職場実習奨励金
  - ・職場実習を行った障がい者に対して１日当たり 1,000 円を支給します。

8　障がい者委託訓練（実践能力習得訓練コース）　鳥取県立産業人材育成センター

障がい者の職業的自立を目指し、就労に必要な基本的技能や知識を習得するため、事業主等に委託し行う企業実習型の職業訓練です。訓練期間は１か月から３か月で、事業主等に対して、訓練に係る委託料が支払われます。

9　リワーク（職場復帰）支援　鳥取障害者職業センター

うつ病等により休職中の方（以下「支援対象者」という。）が円滑に職場復帰できるよう、主治医等と連携のもと、支援対象者を雇用している事業主及び支援対象者に対して職場復帰の準備を整えることを目的とした支援を行っています。

10　障がい者雇用優良事業所等の表彰　鳥取県雇用・働き方政策課、厚生労働省、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構

障がい者の雇用促進と職場定着を推進するため、日頃から障がい者雇用に深い理解を示され、率先して障がい者雇用に努めている事業所等を表彰するとともに、これを広く社会一般に周知し、障がい者雇用促進に資することを目的に障がい者雇用優良事業所等表彰を行っています。

厚生労働大臣表彰	障害者雇用優良事業所、障がい者の雇用の促進と職業の安定に貢献した団体又は個人、優秀勤労障害者
知事表彰	障がい者雇用優良事業所、優秀勤労障がい者、職場実習協力事業所、障がい者就労グッドサポート事業所、障がい者雇用功労者
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長表彰（理事長努力賞）	障害者雇用優良事業所、障がい者の雇用の促進と職業の安定に貢献した団体又は個人、優秀勤労障害者

11　物品調達等における障がい者法定雇用率達成事業者認定制度　鳥取県雇用・働き方政策課・鳥取県物品契約課

障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する雇用率以上の障がい者を雇用している企業については、県に「配慮措置企業」として登録し、県の物品調達、役務・委託の調達の見積依頼（指名）に際して、一定の案件について通常の見積依頼（指名）業者の中に配慮措置企業を１者追加するという制度です。

12　障がい者雇用推進啓発事業　鳥取県・鳥取労働局・鳥取障害者職業センター・(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部

○ガイドブック「ともに働く職場づくり～障がいの有無に関わらず働きやすい職場を目指して～」

事業者が自らの取組を点検・改善できるように、障がい者雇用の基礎知識や働きやすい職場づくりのポイントを掲載しています。チェックリストや企業等の取組事例もあわせて掲載しています。また、ガイドブックで紹介している企業の取組を紹介する動画も公開しています。

○企業経営者等に対する障がい者雇用啓発

これから障がい者雇用を進めていく一助として、障害者就業・生活支援センター及び障がい者職場定着推進センター等チラシの作成、障がい者雇用好事例集、精神・発達障がい者雇用対応例示集の作成、企業研修会、企業見学交流会、障がい者就業支援説明会、障がい者雇用企業トップセミナー、鳥取県障がい者技能競技大会（アビリンピック鳥取大会）を開催します。

13　障がい者雇用企業見学マッチング事業　鳥取県雇用・働き方政策課

障がい者雇用に抱く企業の不安を解決するため、障がい者を雇用している企業の見学を県が周旋します。(受け入れていただいた企業に 30,000 円の謝金をお支払いします。)

14　とっとり障がい者仕事サポーター養成研修事業　鳥取労働局・鳥取県雇用・働き方政策課

障がいのある方が働く事業所内に、障がいを正しく理解して日常的に障がい者を現場で支える「仕事サポーター」を養成することで、障がい者が企業で職場定着し、活躍できる体制を構築するために「とっとり障がい者仕事サポーター養成講座」を開催します。(参加費無料、要事前申込)

(参考　前年度)
○講義　「障がいの理解と就労場面での配慮等について」
○発表　障がい者を雇用されている企業の担当者と当事者による雇用現場における配慮等
○方式　オンライン
○回数　３回
※令和７年度も同様に開催予定

15　職業準備性を高めるためのテキスト普及事業　鳥取県雇用・働き方政策課

福祉作業所等から一般事業所への就労移行を支援するため、障がい者が一般就労する前に身に付けておくべき技能・態度（あいさつ、身だしなみ、コミュニケーション等）を習得するためのテキストを活用し、研修を行う指導者を養成する講座を開催します。

16　障がい者雇用を進めるための企業トップセミナー　鳥取県雇用・働き方政策課

企業経営者・管理職にある方等への障がい者雇用の理解を一層促進するため、先進的な企業の経営者等による講演を行います。

- ✓ 実　施　　令和７年９月頃開催予定
- ✓ 対象者　　県内企業経営者、幹部職員、人事部門担当者のほか、どなたでも御参加いただけます。

各種助成制度

※詳しくは各実施機関にお尋ねください。

１．新たな採用をお考えの場合

17　トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）　ハローワーク

ハローワーク又は職業紹介事業者等の紹介により、就職が困難な障がい者を一定期間（原則３か月間。ただし、テレワークによる勤務を行う者は最大６か月まで延長可能。精神障がい者は原則６～12 か月間）試行雇用する事業主に対して助成するものであり、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、障がい者の早期就職の実現や雇用の機会の創出を図ることを目的としています。

【対象者】障がい者で、①から④のいずれかに該当する者

① 紹介日時点で、就労の経験のない職業に就くことを希望する者
② 紹介日の前日から過去２年以内に、離職・転職が２回以上ある者
③ 紹介日の前日時点で、６か月を超えて離職している者
④ 重度身体障がい者、重度知的障がい者、精神障がい者

【支給額】支給対象者１人につき月額最大４万円（最長３か月間）
精神障がい者は雇入れから３か月間は月額最大８万円、その後４か月目から６か月目までは月額最大４万円になります。（最長６ヶ月間）

18　トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）　ハローワーク

ハローワーク又は職業紹介事業者等の紹介により、３か月以上で最長 12 か月の期間をかけながら継続雇用への移行を目指します。

直ちに週 20 時間以上勤務することが難しい精神障がい者及び発達障がい者の求職者について、当初週所定労働時間を 10 時間以上 20 時間未満とし、障がい者の職場適応状況や体調等に応じて、同期間中に週の所定労働時間を 20 時間以上とすることを目指すものです。

【対象者】　精神障がい者、発達障がい者

【支給額】　支給対象者１人につき月額最大４万円（最長 12 か月間）

19　特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）　ハローワーク

ハローワーク又は職業紹介事業者等の紹介により、障がい者等の就職が特に困難な者を継続して雇用する労働者として雇い入れた（対象労働者を助成金の受給終了後も雇用保険の一般被保険者として引き続き相当期間雇用することが確実であると認められる）事業主に対して助成を行います。（６か月ごとの支給対象期に分けて支給）

対象労働者		大企業	中小企業
週当たり所定労働時間が20 時間以上 30 時間未満	身体・知的・精神障がい者	第１期 15 万円 第２期 15 万円	第１期 20 万円　第２期 20 万円 第３期 20 万円　第４期 20 万円
週当たり所定労働時間が30 時間以上	身体・知的障がい者	第１期 25 万円 第２期 25 万円	第１期 30 万円　第２期 30 万円 第３期 30 万円　第４期 30 万円
	重度身体・重度知的障がい者、45 歳以上の身体・知的障がい者、精神障がい者	第１期 33 万円 第２期 33 万円 第３期 34 万円	第１期 40 万円　第２期 40 万円 第３期 40 万円　第４期 40 万円 第５期 40 万円　第６期 40 万円

※人材育成を行い、賃金を引上げることで助成金の額が通常より上がります。

20　特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）　ハローワーク

ハローワーク又は職業紹介事業者等の紹介により、発達障がい者、難治性疾患を有する者を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に支給されます。（6か月ごとの支給対象期に分けて支給）

対象労働者	企業規模	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
週当たり所定労働時間が20時間以上30時間未満	大企業	1年間	第1期15万円　第2期15万円
	中小企業	2年間	第1期20万円　第2期20万円 第3期20万円　第4期20万円
週当たり所定労働時間が30時間以上	大企業	1年間	第1期25万円　第2期25万円
	中小企業	2年間	第1期30万円　第2期30万円 第3期30万円　第4期30万円

※人材育成を行い、賃金を引上げることで助成金の額が通常より上がります。

2．施設整備をお考えの場合

21　特例子会社設立等助成金　鳥取県雇用・働き方政策課

特例子会社(※1)を設立する場合又は企業内障がい者多数雇用施設(※2)を設置し、かつ新たに障がい者の方を5人以上正規雇用する事業主に対して、設置・整備に要した費用に応じて助成します。

※1　特例子会社：親会社に合算して障がい者実雇用率が算定できる。雇用される障がい者が5人以上で全従業員に占める割合が20%以上、かつ障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上あること。

※2　企業内障がい者多数雇用施設：新たに雇用する障がい者のうち重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の占める割合が30%以上あること。

親会社の企業規模	設置・整備に要した費用	新規正規雇用障がい者数	助成金支給額（千円）			
			6か月後	1年6か月後	2年6か月後	合計
中小企業	15百万円	5人以上	3,750	1,875	1,875	7,500
	30百万円	10人以上	10,000	5,000	5,000	20,000
	45百万円	15人以上	15,000	7,500	7,500	30,000
大企業	15百万円	5人以上	3,750	1,875	1,875	7,500
	30百万円	10人以上	7,500	3,750	3,750	15,000
	45百万円	15人以上	11,250	5,625	5,625	22,500

【企業内障がい者多数雇用施設】

設置・整備に要した費用	新規正規雇用障がい者数	助成金支給額（千円）			
		6か月後	1年6か月後	2年6か月後	合計
15百万円以上	5人以上	3,750	1,875	1,875	7,500

※中小企業の範囲（一部の事業を除く）

小売業（飲食店を含む）	資本又は出資額が5,000万円以下、又は常時雇用する労働者が50人以下
サービス業	資本又は出資額が5,000万円以下、又は常時雇用する労働者が100人以下
卸売業	資本又は出資額が1億円以下、又は常時雇用する労働者が100人以下
その他の業種	資本又は出資額が3億円以下、又は常時雇用する労働者が300人以下

22　鳥取県障がい者雇用に取り組む企業等向けテレワーク導入支援補助金　鳥取県雇用・働き方政策課

県内支援機関と連携して障がい者のテレワークに取り組む県内企業等を支援することで、障がい者にとって働きやすい職場環境等の整備を進めることを目的としています。

【補 助 率】　1/2

【上 限 額】　通常コース　50 万円
　　試行コース　20 万円

【対象事業】　テレワークに係る企業等内での理解促進、業務切り出し、規定等の整備、システム・ソフトウェア（タブレット等の汎用性の高いものを除く。）等のリース・購入等

【対象経費】　謝金、旅費、委託料、消耗品費、備品購入費、印刷製本費、役務費（通信運搬費含）、使用料賃借料

23　鳥取県支え愛就労環境整備補助金　鳥取県雇用・働き方政策課

新たに中間的就労体験者又は中高年世代の不安定就労者等を正規雇用する県内事業者に、就労困難者（中間的就労体験者、中高年世代の不安定就労者等及び障がい者）の就労に真に必要な施設等の整備、備品等の購入、研修の実施等に係る経費を補助します。

【補助率】　2/3

【上限額】　360 千円に新たに正規雇用する就労困難者と交付申請時点で正規雇用した日から起算して３か月が経過していない就労困難者の合計人数を乗じて得た額を上限とする。ただし、同一年度、同一事業者への補助は 1,000 千円を超えることができない。

※中間的就労体験者：鳥取県が行う低所得者等に係る中間的就労支援推進事業（様々な事情から直ちに一般就労で働くことが難しい方に対して、本人の状況に応じて見学や就労体験の機会を提供し、就労に向けた支援を行う事業）を体験した者をいいます。

※中高年世代の不安定就労者等：35 歳以上の年代層の次に掲げる者等安定した就労の経験が乏しい者をいいます。
- 過去１年間正社員として雇用されておらず、かつ直近５年間に正社員としての雇用期間が通算１年以下の者
- 概ね１年以上臨時的若しくは短期的な就業を繰り返す、又は臨時的若しくは短期的な就業と失業状態を繰り返す等不安定就労の期間が長い者
- 非正規雇用の就業経験が多い、又は正規雇用後１年未満の短期間で離職した者
- 過去１年間以上雇用形態に関わらず雇用されていない者

24　企業等農業参入促進支援事業費補助金　鳥取県経営支援課

農業への参入が確実な企業、参入後３年以内の企業が、農業経営の開始または推進のための機械・施設の整備またはリースに係る経費を支援します。

【補　助　率】　県 1/3 以内（市町村は任意負担）

【補助上限額】　500 万円

※障がい者の雇用を目的として一般企業が農業参入する場合にも活用できます。
※市町村が受付の窓口となります。

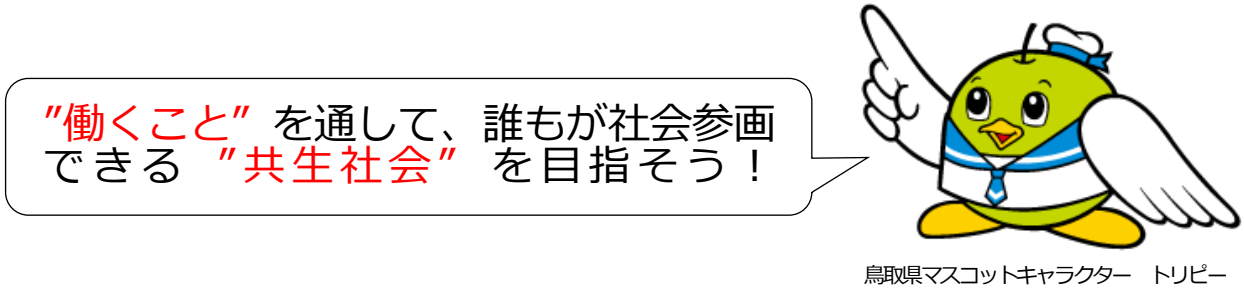

鳥取県マスコットキャラクター　トリピー

25　農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出推進・整備事業）農福連携型農林水産省中国四国農政局

障害者等の農林水産業に関する技術の習得、障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園の開設、農福連携を地域で広げるための取組、障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備等を支援します。

《連絡先》中国四国農政局農村振興部都市農村交流課（電話：086 － 224 － 4511　内線：2158）

対象者	事業の内容	補助対象	補助率・補助上限
社会福祉法人 ＮＰＯ法人 地域協議会、 一般企業 等	農林水産物生産施設等の整備に必要な経費を支援	農林水産物生産施設、農林水産物加工販売施設 、休憩所、衛生設備、安全設備等	【事業実施期間】基本１年間 【交付率等】1/2 以内 【上限】200 万円ほか
	技術習得や分業体制の構築に必要な経費を支援	作業の効率化や生産物の品質向上等、農福連携を持続するための取組、ユニバーサル農園の開設、移動可能なトイレのリース導入等	【事業実施期間】３年間 【交付率等】定額 【上限】150 万円/年ほか
	地域協議会の設立及び体制整備に必要な経費を支援	地域協議会が地域における農福連携の推進のために行う活動内容の検討、調査、先進地視察、意見交換会、ワークショップの実施、活動計画の策定等	【事業実施期間】３年間 【交付率等】定額 【上限】300 万円/年

26　重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金　（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部

重度障がい者、知的障がい者、精神障がい者を１年を超える期間、10 年以上継続して雇用し、かつ、雇用している労働者数に占める対象障がい者の割合が 20%以上である、安定した雇用を継続することができると認められている事業主が、障がい者のために事業施設等の整備等を行うモデル性が認められる場合にその費用の一部を助成します。（事前相談が必要）

【補　助　率】　2/3（特例の場合 3/4）

【助成限度額】　5,000 万円（「同一事業所に対する支給額の合計額は１億円を限度」）

27　障害者作業施設設置等助成金　（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部

障がい者を労働者として雇い入れるか、継続して雇用している事業主が、その障がい者が障がいを克服し作業を容易に行えるよう配慮された作業施設、就労を容易にするために配慮されたトイレ、スロープ等の附帯施設もしくは作業を容易にするために配慮された作業設備の設置又は整備等を行う（賃貸による設置等を含む）場合に、その費用の一部を助成するものです。

（１）第１種作業施設設置等助成金

対象障がい者のために、事業主の所有する作業施設等を工事、購入等により設置・整備すること

【助成率】　2/3

【限度額】　障がい者１人につき 450 万円（作業設備の場合 150 万円）　※短時間労働者の場合は半額

（２）第２種作業施設設置等助成金

対象障がい者のために、作業施設等を賃借により設置・整備すること

【助 成 率】　2/3

【限 度 額】　障がい者１人につき月額 13 万円（作業設備の場合５万円）　※短時間労働者の場合は半額

【支給期間】　３年間

28　障害者福祉施設設置等助成金　（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部

障がい者を労働者として継続して雇用している事業主又はその事業主の加入している事業主団体が、障がい者である労働者の福祉の増進を図るため、障がい者が利用できるよう配慮された福祉施設等（申請者自らが所有するものであること）を設置・整備する場合に、その費用の一部を助成するものです。

【対象経費】　障がい者が利用できるように配慮された福祉施設等の設置・整備に要する経費

【助 成 率】　1/3

【限 度 額】　障がい者１人につき 225 万円　※短時間労働者の場合は半額

３．障がい者の雇用維持、就労支援をお考えの場合

29　キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）　ハローワーク

障がいのある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した事業主に対して助成

措置内容	支給額
①重度身体・重度知的障がい者、精神障がい者	
有期 ⇒ 正規	120 万円（90 万円）／１人
有期 ⇒ 無期	60 万円（45 万円）／１人
無期 ⇒ 正規	60 万円（45 万円）／１人
②重度以外身体・重度以外知的障がい者、発達障がい者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者	
有期 ⇒ 正規	90 万円（67.5 万円）／１人
有期 ⇒ 無期	45 万円（33 万円）／１人
無期 ⇒ 正規	45 万円（33 万円）／１人

※括弧内は中小企業以外の支給額

30　職場適応援助者（ジョブコーチ）助成金　（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部

ジョブコーチ（障がい者、事業主及び当該障がい者の家族に対して障がい者の職場適応に関するきめ細やかな支援をする者）による援助を必要とする障がい者のために、ジョブコーチによる支援を実施する事業主に対して助成

（１）訪問型職場適応援助者助成金

ア　訪問型職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援

○１回の支援時間が４時間以上（精神障がい者は３時間以上）：18,000 円

○１回の支援時間が４時間未満（精神障がい者は３時間未満）：9,000 円

※１日あたり上限額：36,000 円まで

※助成対象期間は１年８ヶ月（精神障がい者は２年８ヶ月）が上限

イ　訪問型職場適応援助者養成研修を受講した場合

当該研修受講料の 1/2

（２）企業在籍型職場適応援助者助成金　※括弧内は中小企業以外の支給額

ア　企業在籍型職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援

〈精神障がい者への支援〉

○一般労働者は 12 万円まで（９万円まで）／１人・１月

○短時間労働者は６万円まで（５万円まで）／１人・１月

○特定短時間労働者は３万円まで（２万円まで）／１人・１月

〈精神障がい者以外への支援〉
○一般労働者は８万円まで（６万円まで）／１人・１月
○短時間労働者は４万円まで（３万円まで）／１人・１月
○特定短時間労働者は２万円まで（１万５千円まで）／１人・１月
※助成対象期間は６カ月が上限

イ　企業在籍型職場適応援助者養成研修を受講した場合
当該研修受講料の 1/2

（３）訪問型職場適応援助者の中高年齢等措置に係る助成金

ア　訪問型職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援
○１回の支援時間が４時間以上（精神障がい者は３時間以上）：18,000 円
○１回の支援時間が４時間未満（精神障がい者は３時間未満）：9,000 円
※１日あたり上限額：36,000 円まで
※助成対象期間は１年８ヶ月（精神障がい者は２年８ヶ月）が上限

イ　訪問型職場適応援助者養成研修を受講した場合
当該研修受講料の 1/2

（４）企業在籍型職場適応援助者の中高年齢等措置に係る助成金

※括弧内は中小企業又は調整金支給調整対象事業主以外の支給額

ア　企業在籍型職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援
〈精神障がい者への支援〉
○一般労働者は 12 万円まで（９万円まで）／１人・１月
○短時間労働者は６万円まで（５万円まで）／１人・１月
○特定短時間労働者は３万円まで（２万円まで）／１人・１月
〈精神障がい者以外への支援〉
○一般労働者は８万円まで（６万円まで）／１人・１月
○短時間労働者は４万円まで（３万円まで）／１人・１月
○特定短時間労働者は２万円まで（１万５千円まで）／１人・１月
※助成対象期間は６カ月が上限

イ　企業在籍型職場適応援助者養成研修を受講した場合
当該研修受講料の 1/2

31　障害者介助等助成金　（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部

雇い入れるまたは継続して雇用する障がい者の障がい特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者の配置等の特別な措置を行う事業主を対象として助成するものであり、障がい者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的としています。

（１）職場復帰支援　※括弧内は中小企業以外の支給額
【限度額】　月６万円（月４万５千円）　等

（２）中途障害者等技能習得支援助成金　※括弧内は中小企業事業主以外の支給額
【助成率】　3/4
【限度額】　対象障がい者１人につき年 30 万円まで（年 20 万円まで）支給期間１年間

（３）中高年齢等障害者技能習得支援助成金

※括弧内は中小企業事業主又は調整金支給調整対象事業主以外の支給額
【助成率】　3/4
【限度額】　対象障がい者１人につき年 30 万円まで（年 20 万円まで）　支給期間１年間

（４）職場介助者の配置または委嘱助成金

雇用する障がい者のために職場介助者の配置または委嘱を行う事業主を対象として助成。

【助成率】　3/4

【限度額】　配置１人につき月 15 万円まで

委嘱１人につき１回１万円まで　年 150 万円まで　等

（５）職場介助者の配置または委嘱の継続措置に係る助成金

雇用する障がい者のために職場介助者の配置または委嘱を継続して行う事業主を対象として助成。

【助成率】　2/3

【限度額】　配置１人につき月 13 万円まで

委嘱１人につき１回9 千円まで　年 135 万円まで　等

（６）職場介助者の配置又は委嘱の中高年齢等措置に係る助成金

※括弧内は中小企業事業主又は調整金支給調整対象事業主以外の支給額

【助成率】　2/3

【限度額】　配置１人につき月 15 万円まで（13 万円まで）

委嘱１人につき１回１万円まで（9 千円まで）　年 150 万円まで（135 万円まで）　等

（７）手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱助成金

雇用する聴覚障がい者のために手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱を行う事業主を対象として助成。

【助成率】　3/4

【限度額】　配置１人につき月 15 万円まで

委嘱１人につき１回１万円まで　年 150 万円まで　等

（８）手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱の継続措置に係る助成金

【助成率】　2/3

【限度額】　配置１人につき月 13 万円まで

委嘱１人につき１回9 千円まで　年 135 万円まで　等

（９）手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱の中高年齢等措置に係る助成金

※括弧内は中小企業事業主又は調整金支給調整対象事業主以外の支給額

【助成率】　2/3

【限度額】　配置１人につき月 15 万円まで（13 万円まで）

委嘱１人につき１回１万円まで（9 千円まで）　年 150 万円まで（135 万円まで）　等

（10）職場支援員の配置又は委嘱助成金　※括弧内は中小企業以外の支給額

○一般労働者への配置１人につき、月４万円まで（３万円まで）

○短時間労働者への配置１人につき、月２万円まで（１万５千円まで）

○特定短時間労働者への配置１人につき、月１万円まで（７千５百円まで）

○委嘱１人につき１回１万円まで　月４万円まで　等

（11）職場支援員の配置又は委嘱の中高年齢等措置に係る助成金

※括弧内は中小企業または調整金支給調整対象事業主以外の支給額

○一般労働者への配置１人につき、月４万円まで（３万円まで）

○短時間労働者への配置１人につき、月２万円まで（１万５千円まで）

○特定短時間労働者への配置１人につき、月１万円まで（７千５百円まで）

○委嘱１人につき１回１万円まで　288 万円まで　等

(12) 健康相談医の委嘱助成金

【助成率】 3/4

【限度額】 委嘱１人につき１回２万５千円まで　年 30 万円まで　支給期間（最大）10 年間

(13) 職業生活相談支援専門員の配置又は委嘱助成金

【助成率】 3/4

【限度額】 配置１人につき月 15 万円まで
委嘱１人１回につき１万円まで　年 150 万円まで　支給期間（最大）10 年間

(14) 職業能力開発向上支援専門員の配置又は委嘱助成金

【助成率】 3/4

【限度額】 配置１人につき月 15 万円まで
委嘱１人１回につき１万円まで　年 150 万円まで　支給期間（最大）10 年間

(15) 介助者等資質向上措置に係る助成金

【助成率】 3/4

【限度額】 １事業主につき年 100 万円まで

(16) 障害者雇用相談援助助成金 ※括弧内は中小企業又は除外率設定業種事業主以外の支給額

【限度額】 80 万円（60 万円）等　利用事業主１社につき１回まで

(17) 障害者職場実習等支援事業

職場実習又は職場見学等を行った日数に日額５千円を乗じて得た額（同一年度内の支払い上限額それぞれ 50 万円まで（もにす認定事業主はそれぞれ 100 万円まで））、実習指導員謝金１日の支援時間に２千円を乗じて得た額、保険料実費

32　重度障害者等通勤対策助成金

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部

雇い入れる又は継続して雇用する障がい者の障がい特性に応じて通勤を容易にする措置を行う事業主を対象として助成するものであり、障がい者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的としています。(助成率 3/4)

	限度額	支給期間（最大）
住宅の賃借助成金	世帯用月 10 万円まで、単身者用月６万円まで	10 年間
指導員の配置助成金	配置１人につき月 15 万円まで	10 年間
住宅手当の支払助成金	障がい者１人につき月６万円まで	10 年間
通勤用バスの購入助成金	バス１台 700 万円まで	－
勤用バス運転従事者の委嘱助成金	委嘱１人につき１回６千円まで	10 年間
通勤援助者の委嘱助成金	委嘱１人につき１回２千円まで、交通費１認定につき月３万円まで	１ヵ月間
駐車場の賃借助成金 （障がい者自らが運転する車の駐車場）	対象障がい者１人につき月５万円まで	10 年間
通勤用自動車の購入助成金 （障がい者自らが運転すること）	１台 150 万円まで（１台 250 万円まで） ※括弧内は１級又は２級の両上肢障がいの場合	－

33　重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金・重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部

重度訪問介護サービス等（重度訪問介護、同行援護または行動援護）を受けている重度障害者の業務に必要な支援や通勤援助をサービス事業者に委託する雇用事業主に委託費の一部を助成するものです。

（雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業を実施する市町村が職場介助の支援が必要と認めた者が対象）

企業規模	助成率	支給限度額
中小企業	９／10	職場介助：月 15 万円まで 通勤援助：月８万４千円まで
中小企業以外	４／５	職場介助：月 13 万３千円まで 通勤援助：月７万４千円まで

34　障害者能力開発助成金

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取支部

障がい者の職業能力の開発・向上のために、対象障がい者に対して職業能力開発訓練事業を行うための施設又は設備の設置・整備又は更新を行う事業主に対して助成するものであり、雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的としています。

（１）施設又は設備の設置・整備又は更新

【助　成　率】　3/4

【助成上限額】　初めて助成金の対象となる訓練科目ごとの施設または設備の設置・整備の場合は 5,000 万円を上限に支給。

（２）施設の運営費

【助　成　率】　3/4

【助成上限額】　受講生１人につき月 16 万円まで

35　ジョブコーチ養成研修事業

鳥取県雇用・働き方政策課

鳥取県内で、ジョブコーチの資格を取得できる講座を開催します。

【日　　程】　令和７年７月～９月（予定）

【取得資格】　企業在籍型ジョブコーチ、訪問型ジョブコーチのどちらかを選択して受講

【参 加 費】　30,000 円／人（県内の方）　50,000 円／人（県外の方）

36　企業在籍型ジョブコーチ養成研修派遣支援事業

鳥取県雇用・働き方政策課

自社内の障がい者を支援するため、企業在籍型職場適応援助者（ジョブコーチ）資格を取得するため、企業在籍型ジョブコーチ養成研修に職員を派遣する企業等に対して旅費を助成します。

※令和７年度は、鳥取県内でジョブコーチ養成研修を開催しますので、そちらへの御参加をお願いします。

【補助率】　1/2

【上限額】　65,000 円／人、県の旅費規定による額の半額が上限となります

37　訪問型ジョブコーチ設置促進事業

鳥取県雇用・働き方政策課

訪問型職場適応援助者（ジョブコーチ）を配置する社会福祉法人等に対して、その活動費の一部を助成し、定着支援を行う障がい者の数を増加し、職場定着の支援体制を強化します。

【上限額】　151,200 円/名（上限 10 名）

38　訪問型ジョブコーチ養成研修派遣支援事業　鳥取県雇用・働き方政策課

訪問型職場適応援助者（ジョブコーチ）を設置又はスキルアップを図るため、訪問型ジョブコーチ養成研修等に職員を派遣する社会福祉法人等に対し旅費を助成します。

※令和７年度は、鳥取県内でジョブコーチ養成研修を開催しますので、そちらへの御参加をお願いします。

【補助率】　10/10

【上限額】　13 万円/人、県の旅費規定による額が上限となります

４．税制上の優遇措置について

39　障害者雇用納付金制度に係る助成金の非課税措置　税務署

障害者雇用納付金制度に基づき助成金を受けて固定資産を取得した場合、固定資産の取得又は改良に充てられた助成金の額は総収入金額に不算入（所得税）又は損金算入（法人税）とすることが認められます。

鳥取県内で障がい者雇用を進めていくために活用いただける助成制度等の概要を紹介します。
今後、制度の改廃や創設があった場合は、ホームページでご案内します。
　鳥取県公式ＨＰアドレス：https://www.pref.tottori.lg.jp/99667.htm

関係機関一覧表

ハローワーク・鳥取労働局

ハローワーク鳥取（鳥取公共職業安定所）	TEL 0857－23－2021 FAX 0857－22－6906	〒680－0845 鳥取市富安二丁目 89
ハローワーク倉吉（倉吉公共職業安定所）	TEL 0858－23－8609 FAX 0858－22－6494	〒682－0816 倉吉市駄経寺町 2－15 倉吉地方合同庁舎
ハローワーク米子（米子公共職業安定所）	TEL 0859－33－3911 FAX 0859－33－3959	〒683－0043 米子市末広町 311 イオン米子駅前店 4F
ハローワーク米子根雨出張所 （米子公共職業安定所根雨出張所）	TEL 0859－72－0065 FAX 0859－72－1371	〒689－4503 日野郡日野町根雨 349－1
鳥取労働局職業安定部職業対策課	TEL 0857－29－1708 FAX 0857－22－7717	〒680－8522 鳥取市富安二丁目 89－9
鳥取県立鳥取ハローワーク	TEL 0857－51－0501 FAX 0857－51－0502	〒680－0835 鳥取市東品治町 111－1JR 鳥取駅構内
鳥取県立倉吉ハローワーク	TEL 0858－24－6112 FAX 0858－24－6113	〒682－0023 倉吉市山根 557－1 パープルタウン 1F
鳥取県立米子ハローワーク	TEL 0859－21－4585 FAX 0859－21－4586	〒683－0043 米子市末広町 311 イオン米子駅前店 4F
鳥取県立境港ハローワーク	TEL 0859－44－3395 FAX 0859－36－8609	〒684－8501 境港市上道町 3000 境港市役所別館 1F

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構　鳥取支部

鳥取障害者職業センター	TEL 0857－22－0260 FAX 0857－26－1987	〒680－0842 鳥取市吉方 189
高齢・障害者業務課	TEL 0857－52－8803 FAX 0857－52－8785	〒689－1112 鳥取市若葉台南七丁目 1－11 ﾎﾟﾘﾃｸｾﾝﾀｰ鳥取内

障害者就業・生活支援センター

障害者就業・生活支援センターしらはま	TEL 0857－59－6060 FAX 0857－59－2022	〒689－0201 鳥取市伏野 2259－17
障害者就業・生活支援センターくらよし	TEL 0858－23－8448 FAX 0858－23－8456	〒682－0817 倉吉市住吉町 37－1
障害者就業・生活支援センターしゅーと	TEL 0859－37－2140 FAX 0859－37－2140	〒683－0064 米子市道笑町 2－126－4 稲田地所第５ビル 1F

障がい者職場定着推進センター（県版ジョブコーチセンター）

障がい者職場定着推進センターくらよし	TEL 0858－23－8448 FAX 0858－23－8456	〒682－0817 倉吉市住吉町 37－1
障がい者職場定着推進センターあしすと	TEL 0859－34－6568 FAX 0859－34－6568	〒683－0064 米子市道笑町 2－126 桑本ビル 1F

鳥取県

福祉保健部障がい福祉課	TEL 0857－26－7889 FAX 0857－26－8136	〒680－8570 鳥取市東町一丁目 220
商工労働部雇用・働き方政策課	TEL 0857－26－7693 FAX 0857－26－8169	
商工労働部産業人材課	TEL 0857－26－7222 FAX 0857－26－8169	
農林水産部経営支援課	TEL 0857－26－7276 FAX 0857－26－7294	
産業人材育成センター倉吉校	TEL 0858－26－2247 FAX 0858－26－2248	〒682－0018 倉吉市福庭町二丁目 1
産業人材育成センター米子校	TEL 0859－24－0371 FAX 0859－24－4094	〒683－0851 米子市夜見町 3001－8

◆本書に関する御意見等ございましたら、鳥取県 商工労働部 雇用人材局 雇用・働き方政策課 に御連絡ください。

TEL 0857－26－7693 ／ FAX 0857－26－8169 ／ 電子メール koyou-hataraki@pref.tottori.jg.jp